

福岡県福祉サービス第三者評価の結果

【第三者評価機関】

名 称	公益社団法人 福岡県介護福祉士会		
所在地	福岡市博多区博多駅東1-1-16-2F		
T E L	092-474-7015	F A X	092-436-5234
評価調査者 登録番号	14-b00071、15-b00093、 15-a00042・15-b00105		

【福祉サービス施設・事業所基本情報】

◆経営法人・設置主体

法人名称	みずまきまち		
	水巻町		
法人の 代表者名	ちょうちょう みうら よしあき	設立年月日	明治 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成
	町長 美浦 喜明		15年 2月11日

◆施設・事業所

施設名称	みずまきまちだいにほいくしよ		施設 種別	公立保育所
	水巻町第二保育所			
施設所在地	〒807-0012 遠賀郡水巻町古賀二丁目4番17号			
施設長名	いしだ ゆか	開設年月日	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/>	
	石田 由香		44年4月1日	
T E L	093-201-4191	F A X	093-201-4231	
Eメール アドレス	hoiku2@town.mizumaki.lg.jp			
ホームページ アドレス	http://www.town.mizumaki.lg.jp/			
定員 (利用人数)	110名 [○] ・世帯(現員115名・89世帯) ※該当を○で囲む			
職員数	常勤職員： 17名		非常勤職員： 30名	
専門職員	保育士 39名	栄養士 1名	調理師 3名	
	看護師 1名			
施設・設備 の概要	居室数：保育室7 遊戯室1 調理室1、他 事務・医務室、調乳室 設備等：保育所面積：897.547㎡ 支援センター面積：97.8㎡ 戸外遊技場面積：1125㎡			

◆施設・事業所の理念・基本方針

理 念	<p>1. 水巻町第二保育所は、「児童憲章」「児童の権利条約」の精神に基づき子どもの幸せを願い、保護者や地域社会と力を合わせ、児童福祉を積極的に推進します。</p> <p>2. 当保育所は、乳幼児の最善の利益を考慮し、子どもの人権や主体性を尊重するなかで、安全で健全な心身の発達を図り、集団生活において養護と教育を一本化した人間性豊かな児童の育成を目指します。</p>
基 本 方 針	<p>1人ひとりを大切に共に育ちあう</p> <p>○年齢の異なる子ども達との生活や遊びの中から、やさしさ・おもいやり・たくましさを育てる。</p> <p>○あそびを通して健康なからだづくり、やり抜く力を育てる。</p> <p>○年齢に応じた基本的生活習慣を身につけ、自立心を育てる。</p> <p>○子ども時代を大切にし、出来る限り多くの事を体験させ、感性豊かな心を育てる。</p> <p>○自然の恵みに感謝し大切に作る心を育てる。</p>

◆施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・水巻町で唯一の公立保育所として地域住民のニーズを担い、障がい児保育・一時保育・休日保育(町内他園からも受け入れている)等の特別事業が行われています。 ・個別性を尊重し、配慮が必要な子どもや支援が必要な家庭に対しても関係機関との連携を強めて取り組まれ、保護者とのコミュニケーションを大切にし、地域のセーフティネットとしての役割も果たされています。 ・併設する子育て支援センターとの連携で、園庭開放をはじめとした地域の乳幼児及び保護者の相互交流の場を提供し、子育ての相談、情報提供が行われています。 ・乾布摩擦や薄着で生活することで健康的に元気よく過ごされ、散歩や泥んこ遊びなど自然を体感できる活動や、絵本に親しみ感受性豊かな心を育む等、静と動のバランスに配慮した環境が作られています。 ・高齢者施設との相互訪問、地域の方の行事参加で地域との交流を積極的に深める取り組みが行われています。

◆第三者評価の受審状況

評価実施期間	契 約 日	平成30年7月10日
	訪 問 調 査 日	平成30年12月5日・6日
	評価結果確定日	平成31年2月21日
受審回数（前回の受審時期）		今回の受審：3回目（前回 平成22年度）

【評価結果】

1 総 評

(1) 特に評価の高い点

1. 子ども一人ひとりを大切に、養護と教育が一体的に行われています。

- ・「一人ひとりを大切に共に育ちあう」を基本方針に掲げ、全乳幼児への家庭訪問、保護者と所長の個人面談などを実施し、個別性と主体性を重んじる指導計画に反映されています。職員間で情報や認識を共有させるためのお昼会議が午睡時に毎日実施され、日々の保育に活かされています。
- ・発達の記録にも色別の工夫がされ子どもの成長過程や個性が見て取れます。障がい児保育では、他の子ども達と共に育ちあう保育が行われ、状況によっては関係機関や臨床心理士によるケース検討、アドバイスなどの連携を受けながら園全体で配慮し理解を深め、切れ目ない支援を実施しています。
- ・離乳食期が過ぎたら昼食前に持参したいりこを食し、乾布摩擦の実施や半袖・半ズボン・裸足での健康的な体づくり、異年齢の子どもとも接することで優しさ、思いやり、たくましさを育て、泥んこ遊びや、散歩、園芸での体験を通し、自然を感じ、恵みに感謝、大切に作る心を育てる取り組みが行われています。
- ・図書館からの定期的な本の入れ替えやボランティアによる読み聞かせがあり、絵本に親しむ環境が整えられ、感受性豊かな心が育つ環境があります。

2. 公立保育所としての特性を活かし、地域に開かれた保育がなされています。

- ・地域住民のニーズをもとに、併設する子育て支援センターと連携して、安全な遊び場の提供としての園庭開放や保護者を孤立させないような取り組みが行われ、一時保育や水巻町の保育所に通っている全ての子どもを対象とする休日保育を実施するなど子育て支援を積極的に取り組まれています。
- ・配慮の必要な子ども、支援の必要な家庭へも、経験や研修により兼ね備えた知識と技術で、必要な関係機関と連携しきめ細やかな支援が行われています。
- ・地域活動として、園児手作りの雑巾を持って郵便局等、お世話になっている方のもとへ行き「ありがとう」を伝える感謝訪問が行われています。小・中学校との交流や高齢者との世代間交流（昔遊び）、高齢者施設への訪問で様々な人との出会いを大切にし、こころを豊かに育む取り組みが行われて、地域を支え、支えられる関係が構築されています。

(2) 改善を求められる点

1. 今の努力を継続され、より適切な職場環境、人事管理が行われることを期待します。

人事基準は水巻町に準じているため人員配置や福利厚生など保育所のみでの権限は限られていますが、子どもに影響を与えやすい職場環境や人間関係に対して配慮する取り組みがなされています。またお昼会議やクラス会議、職員会議等で職員同士の情報共有や、課題に対する確認、分析、検討する場も設けられています。

個人目標管理票や所長面談等で福利厚生も含めた正規職員の状況は確認しやすいですが、職員の多くを占める臨時職員の対応が難しい場面が見られます。また各種記録や保育以外の業務も多々あり、所長をはじめ職員のオーバーワークも懸念されます。これからも全職員の意欲向上、職員一丸となった保育に当たられることを期待します。

2. 教育機関でもある保育所としての立場の強化を期待します。

現代社会の変化に即して「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼稚園連携型認定こども園教育・保育要領」の幼児教育に関する記載がほぼ共通化されています。すでに養護と教育の一体化を理念に挙げられ、3歳未満児の保育の充実はその役割を継続され、養護の大切さの実践に努められています。

今後はすべての年齢において養護と共に日常の生活や遊びの中で教育という要素も加わりながら育てていくことが求められます。そのためにも職員の雇用形態に関係なく全職員が研修に参加しやすい体制を整備され、引き続き専門性、人間性を磨いて子どもの最善の利益に考慮して保育されていくことを期待します。

2 第三者評価の結果に対する事業者のコメント

今回3回目の第三者評価を受審するにあたり、職員全員で受審の意義を踏まえ、評価項目にそって保育の振り返りを行いました。前回受審時の評価項目から整理された形での項目となっていたため、改めて評価項目を確認し、検討していく過程において、職員それぞれが新たな気持ちで取り組むことができました。特に苦労した点は、多様な雇用形態の職員がいる中で、それぞれの立場でその意識をいかに向上させるかという点でしたが、所内研修の方法を工夫することで、保育所全体で取り組みができたと思います。

第三者評価の受審を終え、多様な雇用形態があるために立場の違いはあっても「保育に対する思いは一つ」でなければならないと職員全員で再認識しました。その重要性に鑑み、今後も職員一丸となり保育の質の向上に努めてまいります。

さらに、今回の評価結果を励みとし、町内で唯一の公立保育所としての役割を十分に認識しつつ、引き続き、子どもや保護者に寄り添った保育を心がけ、地域の子育て支援に尽力してまいります。

3 共通評価基準及び個別評価基準の評価項目による第三者評価結果（別添）

【保育所・評価項目による評価結果】

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
項 目		評価	コメント
1	I-1-1(1)-①	a	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
			公立保育所としての役割を含めた理念及び基本方針が保育所のしおりやホームページに明記されており、職員には職員会議等で、保護者には入所時や保護者会総会等で説明が行われ、施設内にも掲示されています。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-1(1)-①	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
			水巻町第5次総合計画、保育協会や行政研修、所長会、町の住民アンケート、相談事業等により把握・分析されています。
3	I-2-1(1)-②	a	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
			職員が無理をせずに勤務できるような体制をつくり、経営に関しては、予算の執行状況や在所児の推移などを把握され、所長に与えられた権限の中でコスト意識を持たれて取り組まれています。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-1(1)-①	a	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
			「水巻町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた水巻町第二保育所独自の事業計画が策定されています。公立保育所として担うべき役割を踏まえ、具体的な数値目標なども明記されています。
5	I-3-1(1)-②	a	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
			上記の事業計画を踏まえた上で、職員も参画して単年度の事業計画が策定されています。
I-3-2 (2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-2(2)-①	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
			職員による振り返りシートや会議などを通して評価・見直しが行われ、町担当課との協議を経て策定されており、その事業計画に基づいて事業が実施されています。
7	I-3-2(2)-②	a	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。
			年度初めに行われる保護者会総会等にて保護者へねらい等も含めて単年度の事業計画が説明されています。必要に応じて所長等が別途わかりやすく説明されています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-1(1)-①	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
			様々な場面で質の向上を目指した取り組みを計画・実施しており、適宜反省会を持ち、チェックシートを用いた自己評価や振り返りシートによって課題を明らかにし、改善が図られています。
9	I-4-1(1)-②	a	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。
			ご意見箱を設置しており、行事毎に保護者アンケートを実施されています。また各職員にも振り返りの場を設けることで課題を抽出し、計画的な改善につなげています。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。				
10	II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	所長の役割は「水巻町第二保育所施設長の役割と責務」や保育所だよりを用いて自らの責務と役割を明らかにして理解に努めています。
11	II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	法令等に関しては、行政や保育協会の研修に参加され、リスト化するなど職員への周知にも努められています。
II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
12	II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	様々な場面で質の向上を目指した取り組みを計画・実施しており、経営や業務の効率化について職員の意見を収集し活用する仕組みが整備されています。
13	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	町担当課および財政課等とも協議・分析を行い、事業計画に財務の視点における活動計画を掲げるなど意欲的な姿勢もうかがえます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	公立保育所の特性上、水巻町の人材育成基本方針に沿ったプランに基づき、職員が配置され、保育の連続性等についても配慮されています。
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a	職員心得や保育心得を整備しており、全職員に周知されています。人事考課の目的や効果などについても職員へ研修が行われ、町の定めに基づいて実施されています。
II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	全職員の就業状況や意向を個別面談等で把握されています。また産業医による面談の機会も設けられています。福利厚生事業については正規職員と臨時職員に差もみられ、臨時職員については更なる取り組みを期待します。
II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17	II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	全職員本人の希望や研修受講履歴などを踏まえて一人ひとりのスキルや経験に応じた研修計画を策定し取り組まれています。正規職員は複数回の面談を実施し適切な育成に努めていますが、臨時職員については雇用条件等の都合もあり年1回の面談にて評価し育成している状況です。職員数が多い臨時職員のさらなる育成を期待します。
18	II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	毎年の事業計画に職員の資質向上について明記されています。研修後は報告書の作成や回覧等を行い、成果の評価やそれを踏まえた次年度の研修計画への反映にも努めています。職員会議等でも研修で得られた情報を周知されています。
19	II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	本人の希望やスキル、経験等に応じた研修計画が策定されています。特に法令等に関する研修は年間研修計画の中で確実に位置づけ、保育のみに限らず幅広い分野において研修の機会を確保しています。
II-2-1 (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育士や看護師など多くの専門職の実習生を受け入れており、意義や方針が明記されたマニュアルが整備されています。実習プログラムは養成校や実習生の希望を踏まえ策定しており、実習中も養成校との連携を積極的に図っています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
21	Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	ホームページのほか、保育所のしおりを公共施設に配置するなど情報提供に努められ、見学にも対応されています。また苦情等があった場合は、園内の掲示板に掲示し改善姿勢が示されています。
22	Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	内部監査、外部監査が定期的実施されており、保育所に与えられた権限の中で適正に行われています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23	Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域と関わる活動を活発にすることを事業計画に明記されています。高齢者施設訪問が定期的に行われ、感謝訪問として園児が制作した雑巾を近隣のお店に配布するなど地域との交流を深めています。また園庭を開放し安心した遊び場を地域に提供されています。
24	Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受け入れマニュアルが整備されており、絵本の読み聞かせ等が実施されています。地域の小中学校の職場体験も積極的に受け入れられています。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	連携機関のリストを関係図で明示され、保幼小連絡会議を通じて積極的に連携が図られています。要保護児童対策実務者会議にも参加しており、様々な関係機関との情報共有や、連続した見守りが行われています。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	Ⅱ-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	a	水巻町の公立保育所としての特性を活かし、子育て支援センター事業として親子対象の教室、講師派遣、園庭開放を行うなど地域への支援活動が行われています。
27	Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	水巻町の福祉ニーズから「水巻町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、障がい児保育、一時的保育、休日保育等の特別事業が行われています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28	Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	子ども一人ひとりを尊重する保育が理念や生活マニュアルに明記され、児童憲章も掲示されています。人権擁護委員とも連携し理解を深め実践されています。
29	Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	職員心得の中で明示され、会議や研修を定期的実施し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われています。また守秘義務違反の対応マニュアルも整備されています。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	ホームページ等で広く公表し、保育所のしおりで情報提供がわかりやすくなされています。見学者に対しては個別に丁寧に対応されています。
31	Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	入所時に重要事項説明書を用いて説明し、保育時間等の変更時の説明もなされています。また入所後1カ月を目途に担任が家庭訪問を行い、必要に応じて所長又は主任も同行するなど個別の対応が行われています。
32	Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	保育所変更時には保護者の同意を得て引継書を作成し保育の継続に努めています。配慮の必要な子どもには、自治体や転所施設とより細やかに引継ぎがなされています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者に対して行事毎にアンケートを実施しています。所長や担当職員が保護者会に参加し、さらに意見を収集・検討して日々の保育や行事に反映できるように取り込まれ、園だよりにて保護者へ報告されています。
----	-----------	---------------------------------	---	---

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	重要事項説明書に苦情相談窓口や第三者委員会の設置が明記され、「ご意見・ご要望の解決の仕組み」も配布・掲示して分かり易く説明されています。また保護者の同意を得て園だよりに公表されています。
35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	ご意見箱・ご意見記入カードを作成し、投函しやすい場所に設置されています。「相談いろいろ」というポスターを掲示し、いつでも、誰とでも気軽に相談できる環境や仕組みを作り、工夫と配慮がうかがえます。
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	所定の形式に沿って記録され、相談内容は公開範囲を精査したうえで職員会議で分析・検討し対応されています。保護者からの意見の傾聴に努められ、検討に時間を要する場合はその旨を保護者へ説明されています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	緊急時対応マニュアル、ヒヤリハットの様式が整備され、積極的な研修や事故防止チェックも毎月クラス毎に行われ職員の意識向上、主体的な工夫がみられます。防犯マニュアルも整備され不審者・防犯訓練を実施するなど子どもの安全確保に努められています。
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	健康管理マニュアル、感染症マニュアルが整備され、予防と発生時の対応はクラス掲示板で知らせたり、園だよりで情報提供が適切に行われています。プール開始前には保健だよりで安全確保が図られています。
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	水巻町第二保育所防災計画に基づき、関係機関と連携して様々な災害に応じた避難訓練が定期的に行われています。緊急時持ち出し袋や防災マニュアルはクラス毎に設置されています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	年齢別の生活マニュアルの中に子どもの尊重や権利擁護に関わる姿勢が明記されており、個別指導計画、月案、週案、日案で保育の標準化と個別的な保育の提供がなされています。
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	定期的な所長との面談を活用して保育内容の現状を検証され、必要な見直しや個別計画に活かされています。また保護者会の意見や提案も反映され、保育の質の向上に努められています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	子どもの身体状況や生活状況等は入所時面談、家庭訪問、所長と各保護者との個人面談などできめ細やかに把握され、指導計画等に個別に具体的に反映されています。
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	保護者の意向や保育の質の向上に関わる課題等はクラス会議、職員会議で確認、検討され、計画の見直しが行われています。年度末には年間の見直し、振り返りが行われ次年度の指導の方向性として活かされています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	記録は書く視点のポイント等のマニュアルがあり、職員間で差異が無いように努められています。毎日のお昼会議で職員間で共有し、職員会議録は回覧で周知されています。
45	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報に関して「水巻町個人情報保護条例」に基づき、保育所の考え方を保護者に示し同意が得られています。記録管理は所長が責任者として指導監督され、該当児童卒業後も6年間保存されています。

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成

項目		評価	コメント
46	A-1-(1)-①	a	保育所の理念や保育指針に基づき、子ども時代の大切にされ、出来る限り多くのことを体験し感性豊かな心を育てるという方針を実践しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

47	A-1-(2)-①	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	室内の温度・湿度・換気・遮光・音などは適切に保持されています。0・1歳児は体調管理のため空気清浄機や床暖房が設置された部屋を生活の場としており、安心・安全につるぎる工夫があります。遊具やおもちゃの消毒も定期的の実施され、子どもが安全に快適に過ごせるように整備されています。
48	A-1-(2)-②	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	子どもの心身の状態や家族環境などによる一人ひとりの姿を理解し、受容する保育を実践しています。
49	A-1-(2)-③	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	個々の子どもの発達に応じて強制することもなく、健やかに伸び伸び育つこと、人間関係や言葉・表現を身に付けることで基本的生活を確立させています。
50	A-1-(2)-④	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	全員で行う朝の体操や3歳以上児が3歳未満児の着替えなどを手伝う姿がみられ、思いやりの心が芽生えるように配慮されています。高齢者施設にも毎月訪問され、地域の人々を元気にしています。
51	A-1-(2)-⑤	a	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	月齢が異なる0歳児を、家庭と同じ生活リズムで1日を過ごせるように家庭との連携を密に行っています。授乳も家族の希望に合わせて対応しています。5分毎にSIDSチェックも行われ、看護師も一緒に保育業務に関わっています。
52	A-1-(2)-⑥	a	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	友達や身近な大人との関わりや触れ合う機会をすることで、基本的な生活習慣の確立や一人ひとりの自我の育ちに寄り添う対応や配慮がされています。
53	A-1-(2)-⑦	a	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	昼食準備や食券を使ったお誕生日会などで仲間と協力し役割を受け持つなど段階的の活動が展開されています。5歳児はお泊り保育や公共交通機関を利用した社会見学も行われています。
54	A-1-(2)-⑧	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	園内はバリアフリー化され、車椅子対応のトイレも完備されています。障がい児保育は統合保育の考えのもと関係機関と連携し、個別計画を立て他の子どもとの交わりを大切に保育が展開されています。
55	A-1-(2)-⑨	a	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	延長保育では継続した関わりが持てるように、その日の保育内容や配慮すべき点を体制表に記し申し送りがないようにしています。異年齢児がゆっくりと過ごす環境をつくり、選べるおやつや延長保育独自の遊びなどが実施されています。
56	A-1-(2)-⑩	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	子どもも保護者も安心して就学できるように、小学校への訪問等で小学生との交流や個別相談の機会を設けています。保育要録を作成し、保幼小連絡会議でも個別情報の提供や意見交換を行っています。

A-1-(3) 健康管理

57	A-1-(3)-①	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	健康管理マニュアル・感染症マニュアル・事故防止チェック表等が整備されています。連絡帳、連絡ノートや登園時の視診や家族からの聞き取りにより日々の健康状態を把握し、体調悪化・怪我等にも丁寧に対応されています。
58	A-1-(3)-②	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	定期的な発育測定や内科健診、歯科健診などの健康診断が実施されています。結果は保護者に文書で報告され、必要に応じて医療機関の受診を促しています。
59	A-1-(3)-③	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保護者と連携し医師の診断・指示に基づき行われています。食物アレルギーの子どもは除去食が提供され、間違い防止としてトレイの色分けや複数回の確認も実施されています。また寝具の消毒も定期的に行われ安全な環境が提供されています。

A-1-(4) 食事				
60	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食育指導計画書を策定し、保育の中で計画的に食育保育の場を設けて実施されています。発達に応じた調理や食事援助を行い、個人差や食欲に応じて量の加減も工夫されています。
61	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	栄養士による食育講話や、野菜を栽培し収穫した野菜の食事提供など食に感謝する場を設けています。また調理職員衛生管理マニュアルをもとに、衛生管理が徹底されています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携				
62	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	連絡帳・連絡ノートや送迎時の対話・園内の掲示・クラス懇談会・家庭訪問・親子遠足など様々な機会を通して相互理解や情報交換が行われています。
A-2-(2) 保護者等の支援				
63	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	一人ひとりの発達記録があり、成長の見える化ができています。保護者が気軽に相談できる相談室があり体制が整っています。また地域に対しても園庭開放や子育て支援センターも設置されています。
64	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	日常的に子どもの表情や心身の状態を気かけ、虐待等の早期発見に努めています。虐待等が疑われる場合は虐待チェックリストに沿ってチェックを行い、必要に応じて関連機関と連携を図りながら協議し、細やかな個別の配慮・支援を行っています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）				
65	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	全職員が自己評価と振り返りを行い次年度への課題を挙げています。課題については職員会議や所内研修で内容を協議・検討し、次年度の事業計画作成に活かされています。